

## 第104回郡山市都市計画審議会 議事録（概要）

- 1 開催日時  
令和2年8月28日（金） 午前10時00分から午後12時00分
- 2 開催場所  
郡山市役所西庁舎 5階 5-1-1会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員 20名（20名中）
  - (2) 事務局 11名
- 4 会議の公開・非公開の別及び傍聴者  
公開 傍聴者4名
- 5 議題
  - (1) 報告事項
    - ア 郡山の都市計画について
    - イ 「郡山市立地適正化計画」の見直しについて
    - ウ 郡山市市街化調整区域地区計画運用指針について
  - (2) その他  
委員からの意見

各項目について事務局から説明をおこなった。

## 6 議事（要旨）

### (1) 報告事項

#### ア 郡山市の都市計画について

##### 【事務局】

郡山市の都市計画、県中都市計画図及び郡山の将来都市構造について説明した。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

なし

#### イ 「郡山市立地適正化計画」の見直しについて

##### 【事務局】

2019年3月に郡山市立地適正化計画を策定したが、昨年10月の東日本台風により、誘導区域の一部に浸水被害が生じた。そのため、ハザードマップの浸水想定区域から誘導区域を外すことや、誘導区域内に浸水想定地域がある場合は防災指針の作成が必要である。

なお、防災指針の作成に当たっては、国土交通省により「防災コンパクト先行モデル都市」に選定された。これにより、国の技術的助言を受けながら指針を作成するようになる。年度内の公表に向け作業を進めていく。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

**【委員】**

今建っている建物に対しては特段の措置がないのか。

**【事務局】**

令和元年台風第19号による被災建築物における市街化調整区域への移転許可基準の新設や令和元年台風第19号による被害者に対する移転促進事業を実施し移転される方への支援を行っている。

**【委員】**

ハザードマップの浸水エリアは何を持って想定しているのか。

**【事務局】**

1000年に一度の雨が降り、阿武隈川や逢瀬川の堤防が決壊した場合を想定している。現在、河道掘削や河川改修等の対策を行っているが、対策によってハザードマップの想定のような状況になるリスクは低減するが、エリアが縮小することはない。

**【委員】**

今回の報告事項は住宅や都市機能に限った内容だが、産業等を含めたまちづくり全体についてはどのように考えているのか。

**【事務局】**

今後庁内で防災指針作成の委員会を開催する予定である。メンバーには産業観光部も入っている。産業面からの意見も加味しながら指針を作成する。

また、本市は7月に「防災コンパクトモデル都市」に選定された。国のタスクフォースとの意見交換や技術的助言を受ける等、様々な角度から検討を行う予定である。併せて支援策の拡充新設を要望していく。

**【委員】**

短時間で多量の雨が降るようになってきている。現在のハザードマップで問題がないか、排水能力の点で問題がある地域があるのではないかと。そういった点についても検討する必要があるのではないかと。

**【事務局】**

河川担当、下水担当等の庁内の関係機関と連携をとりながら、排水能力も充分加味し対応していく。

**【委員】**

今までの水害対策は特定の部署で対応してきた印象がある。防災タスクフォースの防災に対する考え方はこれまでの考え方と異なるのか。

**【事務局】**

今までは各担当部署だけで対応する傾向にあったが、防災タスクフォースではそれぞれの担当部署が連携を図りながら防災対策を進めていくようになる。

**【委員】**

都市計画の見直しに当たっては、実行性のあるものにするために、検討する組織、方法、審議会の運営方法、指針の作り方、広報の方法等、全体をしっかりと考えてほしい。

**【事務局】**

午後に行う庁内委員会では、関係する部局の全部長が参加し「防災指針」について検討を進めて行く。

本市はモデル都市なので、農業や産業分野からの意見を挙げていくことにより、様々な国の支援策や事業が創設されることに繋がる可能性もある。しっかりと取り組んでいきたい。

**ウ 郡山市市街化調整区域地区運用指針について**

**【事務局】**

2019年3月に郡山市市街化調整区域地区運用指針を策定し、運用をしている。本市の地区計画には3つの類型があり、現在、コミュニティ維持型1件、既存ストック有効活用型4件、立地ポテンシャル型6件の計11件の相談を受けており、そのうち既存ストック有効活用型、立地ポテンシャル型でそれぞれ1件が協議中となっている。

また、地区計画を作成しなくとも、開発が可能な場合がある。例えば、郡山南インター周辺では「店舗」「工場」「農業用施設」が、郡山中央スマートインターチェンジ周辺では「店舗」「工場」が都市計画法第29条の開発許可を受け立地している。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

**【委員】**

相談を受けてからどのくらいの期間で許可になるのか。

**【事務局】**

案件により異なるので一概には言えないが、計画がある程度固まり具体的な協議に入ってからおおむね1年はかかるのではないかと想定している。